

申請期限:令和6年8月30日(金)

AM9:00川崎港郵便局留 必着

※申請期限を過ぎた場合はいかなる理由があっても受付できません

令和5年度川崎市物価高騰対策給付金こども加算分申請書(請求書)

川崎市長 殿

本申請内容に相違ありません。

また、【誓約・同意事項】(本紙裏面)を全て確認し、誓約・同意の上、申請します。

受付印

申請日	令和	年	月	日
フリガナ				
氏名				
申請者(世帯主) 生年月日	昭和・平成	年	月	日
現住所	(〒 -)			
連絡先	()			

●申請する児童の状況(既にこども加算の対象となっている児童は記載不要です。)

○この申請における「児童」とは、基準日(令和5年12月1日)時点において、世帯内で扶養(同一生計である)している18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の者を指します。ただし、基準日の翌日以降に出生した児童を含みます。

	(フリガナ) 児童氏名	申請者 との続柄	生年月日	児童の状況
1			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生
2			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生
3			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生
4			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生
5			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生

●振込口座 ※次の口座のうち、本給付金の振込を希望する口座にレ点を入れてください。

① 令和5年度川崎市物価高騰対策給付金の受給口座

② 申請者(世帯主)名義の公金受取口座

※ 利用にはマイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。公金受取口座を登録していない場合は振込できません。

③ 申請者(世帯主)名義のその他口座

①または②を選択した場合は、【振込口座記入欄】への記入は不要です。

【振込口座記入欄】 ※長期間入金のない口座は指定しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号(右詰め記入)	口座名義(カナ) ※通帳のカナ表記に合わせてください
1銀行 5農協 2金庫 6漁協 3信組 7信漁連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	普通・当座		
4信連				

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※必ず全ての項目を確認してください。

私の世帯は、令和5年度川崎市物価高騰対策給付金子ども加算分の支給要件(※)に該当します。

※川崎市物価高騰対策給付金子ども加算分の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ア 基準日(令和5年12月1日)時点で、川崎市に住民登録がある。(ただし、DV等避難者等で住民票を居住地に異動させていない方を除く)
- (1) イ 世帯の全員が、令和4年1月～12月の所得により令和5年度住民税が非課税もしくは均等割のみ課税されている。
ウ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている親族等の扶養を受けている世帯ではない。
エ 世帯の中に、租税条約による課税免除の適用を届け出ている者がいない。
オ 世帯の中に、扶養している(同一生計である)18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる。
- (2) 私の世帯には、他の自治体が実施する同様の事業による給付金(対象児童1人当たり5万円)の支給を受けた者はいません。
- (3) 子ども加算分の支給要件を満たすかどうかの審査を受けるため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや他の行政機関等に必要な資料の提供を求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書(添付書類を含む)は、支給決定をした後は子ども加算分の請求書として取り扱います。
- (5) 子ども加算分の給付が振込不能等により完了せず、かつ、別に定める期限までに、本市が申請者に連絡・確認できない場合に、子ども加算分が支給されないことに同意します。
- (6) 子ども加算分の支給後、本申請書の記載事項について虚偽が判明した場合や子ども加算分の支給要件に該当しないことが判明した場合は、子ども加算分を返還します。
- (7) 申請された申請書に不備があり、期限までに必要な修正が行われない場合は、子ども加算分が支給されないことに同意します。
- (8) 申請期限の経過後に申請された場合は、子ども加算分が支給されないことに同意します。

提出書類

1・2は全員必ず提出、3～5は該当者のみ提出

- 1 『令和5年度川崎市物価高騰対策給付金子ども加算分申請書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 2 『申請者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者(世帯主)の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(写真がある表面のみ)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。(いずれか1点)
- 3 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』(振込口座が表面「③申請者(世帯主)名義のその他口座」の方のみ)
※通帳やキャッシュカードなど、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 4 『別居監護申立書』(表面「同一世帯でないが扶養している(別居監護等)」を選択する場合)
※市ホームページからダウンロードできます。
- 5 『申請する児童が記載されている住民票の写し』
(申請日時時点で川崎市外に住民登録があり、表面「基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生」を選択する場合)

※記入漏れや、添付書類の不備がないか申請前に再確認してください。

(記入漏れや添付書類の不備がある場合、給付が遅くなる又は給付が受けられない場合があります。)